

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

奈良自然豊かなまちづくり再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

奈良市

3. 地域再生計画の区域

奈良市の区域の一部（大和川上流流域下水道処理区、奈良市公共下水道処理区を除く地域）

4. 地域再生計画の目標

奈良市は、奈良県の北部に位置し、明治31年に市政を実施（人口3万人、面積23.44km²）後、大正、明治に6度の合併を行い、平成17年には都祁村、月ヶ瀬村を編入し、現在、人口37万人、面積は276.8km²となり、東西33.51km、南北22.22kmで東西に長い形をしており、周囲は162.25kmに達している。

計画区域は、本市の東部地域に位置し、大和青垣国定公園内の美しい自然に恵まれているとともに、水源である布目川及び打滝川が流れている。しかし、近年生活様式が変化することによって生活排水が流入することにより、水質が悪化してきている。そこで、水源地域としての水質を保全するだけでなく、豊かな緑と美しい自然、柳生地域を中心とした観光、地域資源の活用等、生活環境の改善による定住促進・産業振興に取り組んでいる。また、過疎化や少子高齢化の進行する中、水稻を中心とした農業の生産活動への取り組みとして、集落営農化や農用地の集積が進められている。一方で、柳生地区を中心に、観光だけでなく、豊かな緑と美しい自然を活かしたグリーンツーリズム等の農村型体験交流を農業振興と併せて、都市住民との交流活動を展開し、定住促進を図っている。

また、市の経済活動においては、西部地域との均衡のある発展を図る必要があることから、農業と観光資源を活かした地域産業の振興を図ってきたところである。

これら振興策のためのインフラ整備の一つとして、汚水処理が急務であることから、平成5年度より農業集落排水事業、平成3年度より浄化槽（個人設置型）事業を実施している。本事業は、市民が期待する快適な生活環境を速やかに実現するため、事業の連携を図ることによって、効果的な汚水処理対策を推進し、農村地域の再生を目指す。また、水環境の整備が地域の農業や観光等の活性化につながり、大きな効果を生み出すことが期待できる。

(目標 1) 汚水処理施設の整備の促進

(汚水処理人口普及率を平成 22 年度 80%から平成 26 年度 90%に向上)

(目標 2) 水質の改善の促進

(平成 16 年度の計測点 8 箇所での平均値 BOD1.45mg/l,COD5.70 mg/l,SS11.67 mg/l を 50%削減)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

地理的、経済的条件に応じ、農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）のそれぞれの事業を実施することにより効果的な汚水処理施設の整備を促進する。

流域下水道、公共下水道の区域外で汚水処理施設が未整備の奈良市東部の山間部を事業区域として計画的な整備を図ることで、地域全体の快適な住環境を創出し、豊かなまちづくりを実現する。

5-2 法第 5 条の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下の通り事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の図面による。

〔農業集落排水施設〕 平成 21 年 4 月に事業採択通知を受けている

〔事業主体〕 いずれも奈良市

〔施設の種類〕 農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

〔事業区域〕 農業集落排水施設：奈良市大保町、邑地町、水間町、丹生町の一部

浄化槽（個人設置型）：大和川上流流域下水道、公共下水道、農業集落排水施設の区域を除く地域

〔事業期間〕 農業集落排水施設 平成 23 年度～平成 26 年度

浄化槽（個人設置型） 平成 24 年度～平成 25 年度

〔整備量〕 農業集落排水施設 φ150～φ450 13,450m（処理人口 720 人）

浄化槽（個人設置型） 85 基（処理人口 561 人）

〔事業費〕 『農業集落排水施設』

事業費 1,312,000 千円（うち交付金 656,000 千円）

『浄化槽（個人設置型）』

事業費 33,840 千円（うち交付金 11,280 千円）

『合計』

事業費 1,345,840 千円（うち交付金 667,280 千円）

5-3 その他の事業

〔観光振興〕柳生地域では、里人や修行僧の他、宮本武蔵などの剣豪が訪れた地であり、この地域全体を「柳生ロマンの里博物館」と称して、地元ボランティア中心で、仕事場の一画や個人の収集品などを公開し、地域の伝統の技や文化と触れる機会を提供する。

〔農業振興〕奈良市では、中山間地域等直接支払制度を導入して、生産条件の地域差を補正し、農業、農村のもつ多目的機能を確保する。

6. 計画期間

平成23年度～26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了時に、奈良市において4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし